

災害



1 非常災害で損害を受けたとき（災害見舞金）

● 給付貸付課短期給付担当

TEL.03-5320-6827

組合員が、火災、水害、地震その他の非常災害によって（盗難を除く。）、住居または家財に1/3以上の損害を受けたときは、その損害の程度に応じて支給されます。

災害にあったときは、速やかに所属所を通じて、給付貸付課短期給付担当へり災の状況等を連絡してください。連絡が遅れますと損害程度の確認が困難となり、不利益となる場合もありますのでご注意ください。また、請求の目安として、**り災証明書の発行される規模の案件が対象**となります。

支給額	支給対象
標準報酬月額×0.5 ～ 3月分	組合員および被扶養者の住居または家財

2 非常災害で死亡したとき（弔慰金）

● 給付貸付課短期給付担当

TEL.03-5320-6827

組合員または被扶養者が地震・水害等の非常災害により死亡したときに支給されます。

給付の種類	【弔慰金】組合員が死亡した場合	【家族弔慰金】被扶養者が死亡した場合
受給権者	遺族*	組合員
受給権者	標準報酬月額	標準報酬月額の70%
請求手続	所属所を経由して請求（任意継続組合員の場合は給付貸付課短期給付担当に直接請求）してください。	

* 「遺族」については、**P46** の遺族厚生年金（2）遺族の範囲と受給の順位を参照してください。

3 災害対策事業資金

● 福利厚生課厚生事業担当

TEL.03-5320-6821

次の条件のいずれかにあてはまる場合、災害見舞金に加え災害対策事業資金として30,000円が支給されます。災害見舞金の支給決定を受けて行いますので、支給手続は不要です。

1	災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金が支給される方
2	災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金が支給される方